

【 重要事項説明 】

入園のしおり

[2024年7月改定版]



Kid's☆garden

奏 の 杜 園

～ 子どもを産み育てることに『夢』が持てる社会を ～

〒275-0028 習志野市奏の杜2丁目19-5

TEL (047) 481-8885 FAX (047) 409-8005

E-mail: kanade@kids-garden.co.jp

<http://www.kids-garden.co.jp>

※ この冊子は退園時まで大切に保管して下さい。

【 概 要 案 内 】

□ 保育園の目的

保育園は、保護者が就労、病気、介護等の事情により、児童を家庭で保育出来ない場合において、「こども・子育て支援法」および「児童福祉法」に基づき、保護者に代わって保育を行う児童施設です。お預かりする児童の健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を持った子どもを育成することを目的とし、保護者が安心して預けられるよう児童の保育を行います。

キッズ☆ガーデンでは施設は地域社会からの預かりものと考えています。地域に必要とされて、そこにこの施設があってよかったと思われるような、地域の皆さまから愛され信頼される施設でありたいと考えております。

□ 習志野市の目指す子ども像

- 1) 明るく元気な子ども
- 2) 友達と仲良く遊べる子ども
- 3) よく見て、よく考えて行動する子ども

□ 保育の方針

3つの視点から5つの領域へ

3つの視点

- ・身近な人と気持ちが通じ合えるようになる
- ・健やかにのびのびと育つ
- ・身近なものと関わり感性が育つ

5つの領域

健康・人間関係・言葉・環境・表現

幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿

- | | | | |
|------------------------|-------------|---------------|----------------|
| ア 健康な心と体 | イ 自立心 | ウ 協調性 | エ 道徳性・規範意識の芽生え |
| オ 社会生活との関わり | カ 思考力の芽生え | キ 自然との関り・生命尊重 | |
| ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 | ケ 言葉による伝えあい | | |
| コ 豊かな感性と表現 | | | |

養護と教育を一体的に展開する

キッズ☆ガーデンでは、子ども達の成育環境づくりに積極的にかかわり創り上げて行く事が大切だと考えています。

環境づくりから様々な体験へ ＝ 様々な刺激→反応 ＝ 経験 ＝ 自信や思いやりを育む

□ 施設の役割

- 1) 乳幼児からの楽しみながら経験し学びに繋がる保育の実施
- 2) 地域社会との連携
- 3) 研修・研究の実施
- 4) 各種自然体験事業の企画・実施
- 5) グローバルな人材の登用と国際感覚づくりの為の環境づくり
- 6) 子育て情報の収集、提供

1、保育時間

□ 保 育 時 間

就労にて保育園でお子さまをお預かりする時間は、〔勤務時間＋通勤にかかる時間〕です。
在宅勤務等で通勤時間がなくなると保育時間も短くなります。

《 基本保育時間 》	月曜日～土曜日	8：30 ～ 16：30
《 時間外保育時間 》	平 日	7：00 ～ 8：30 16：30 ～ 19：00
	土曜日	7：00 ～ 8：30 16：30 ～ 19：00

＜時間外利用について＞

- ・入所決定後、時間外保育の必要な方は利用手続きをして頂きます。
ア) 勤務時間（家庭外労働）の関係で、どうしても時間内に送迎が困難な場合
イ) 通院等の関係で、どうしても時間内に送迎が困難な場合
ウ) 母親の出産等で父親が送迎するため、時間内に送迎が困難な場合
- ・変更・辞退についても、手続きが必要となります。
- ・父母の休日や育児休業中は、基本保育時間となります。

※天災や交通機関の遅延等による急なお迎えの遅れや、お迎えの方の変更については、必ず保護者の方々からのご連絡を頂いた上、適切に対応致します。

- 休 園 日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）
その他、災害などの事情により臨時に休園及び時間を変更することがあります。

- 定 員 120名（6ヶ月～）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定 員	6	20	20	24	25	25

- 保育士配置基準

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児
保育士	3名に1人	5名に1人	6名に1人	15名に1人	30名に1人

- 職員内訳

園 長		主 任		保育士		保育補助		看護師	
1		2		25		3		1	
管理栄養士	栄養士	調理員		事務員	嘱託医	知育等		相談役	
1	0	6		2	内科医 1 歯科医 1	英 語 2 ピアノ 2 体 操 1 和太鼓 1		0	

※人員内訳について、変更となることもございます。予めご了承下さい。

□ 一日の保育の流れ

※時間は目安です

	時 間	乳 児 (0,1,2歳児)	時 間	幼 児 (3,4,5歳児)
時 間 外 保 育	7:00	随時登園	7:00	随時登園
	8:30		8:30	
		健康観察及び検温		所持品整理
		遊 び		健康観察
基 本 保 育 時 間	9:30	おやつ		
	10:00	遊 び		遊 び
	11:00	昼食準備		昼食準備
		昼 食	11:30	昼 食
	12:00	午睡準備		午睡準備
		午 睡	13:00	午 睡
	15:00	めざめ	15:00	めざめ
		おやつ		おやつ
時 間 外 保 育		遊 び		遊 び
		随時降園		随時降園
	16:30		16:30	
時 間 外 保 育				曜日によって 課外カルチャー
	19:00		19:00	

2、保育に際して

□ 登園日数

登園日数は週5日以内を目安にお考え下さい。週6日お預けが必要な場合は事前にご相談下さい。

□ 登園・降園

- 1) 欠席・遅くなる時は、午前9時頃までに、必ずご連絡下さい。
- 2) 毎日、健康状況（顔色、発熱、食事の量、便の状態等）をよく観察し、気になる事がある場合はお知らせ下さい。
- 3) 保育中に体の具合が悪くなったり、怪我等した時には、連絡をしますので、状況によってはお迎えに来て頂くこともあります。
- 4) 保育園の送迎は、保護者が行って下さい。
 - ・お迎えに来る方が、いつもと異なる場合は、保護者の方が必ずご連絡下さい。
 - ・原則として、小学生のお迎えは避けて下さい。
 - ・通園路を通して登降園して下さい。入園時の書類で事前届け出制となります。※他の道を通して登降園し災害にあった場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害見舞給付申請ができない場合があります。

□ 時間外・土曜日の保育に関して（8：30～16：30以外の時間）

基本的に、世帯の全員の方の就労、疾病等、又はご親族の介護等、やむを得ない場合にご利用下さい。

□ 家庭状況の変更

家庭状況に変更があった場合は、速やかに「支給認定の変更の認定申請書」「支給認定証」を提出して下さい。

- 1) 父母（またはそれに代わる者）の職業、勤務先が変わった場合
- 2) 家族構成が変わった場合（出産、死亡、その他）
- 3) 住居の移転（住所の変更）、電話番号の変更など

※入園後、家庭状況等変更された場合に必要となる書類があります。

□ 連絡等

- 1) 印刷物や連絡ノート、掲示板・まちこみ等、毎日必ずご確認下さい。
- 2) 提出物は、必ず期限までにご提出下さい。

3、給食

□ 離乳食

一人一人の発達状況、授乳、家庭での離乳食の状況など確認しながら進めます。

□ アレルギー対応食

アレルギー対応食は、医師の診断に基づいて行います。

医師の指示により、アレルギーの原因となる食品の除去が必要な場合は、その食品が記載された診断書または、指示書等を年一回必ずご提出下さい。

除去内容に変更があった場合には、再提出をお願いします。

除去内容によっては、代替食を家庭よりご持参して頂くことがあります。

※保育園での対応は家庭での食物除去よりも安全性を優先し、除去食品は完全除去を基本としています。

□ 時間外保育のおやつ

詳細については、時間外保育申込の際にお知らせします。



4、給食費材料費について

2019年10月から3歳児～5歳児クラスでは保育料が無償化されています。

給食の食材料にかかる費用（給食費）については無償化の対象外となり、各家庭の負担となります。

当園では以下のように徴収しています。

キッズ☆ガーデン奏の杜園の給食材料費について（3歳児以上）

給食費：（月～金曜日）月額6400円 / （土曜日） 1日300円×給食提供日の登園日数

- ・徴収方法：ゆうちょ銀行か千葉銀行の指定口座への振込み

（前月20日頃に請求書を発行）

- ・欠食届（翌月の平日11日以上欠席予定の場合が対象）：前月の10日までの届出

- ・土曜日のご利用について：翌月の土曜登園予定表を各クラス掲示しますので、

15日迄（土日祝日を除く）に記入して下さい。

給食については※参照

（登園予定表提出後の土曜日の欠席は、食材を発注しているので返金はなし）

☆給食費に関する詳細確認事項☆

【欠食届】

翌月の平日に11日以上欠席する場合は、前月の10日迄に欠食届を提出。

届出が提出された場合のみ、半額分を減額します。

【振込について】

毎月20日頃請求書を発行します。

振込人氏名は園児名（ご兄弟で徴収が発生した場合は下のお子さんのお名前）で、

振込手数料は保護者負担となります。

※【土曜日給食提供のルール】

- ・最低給食提供人数の設定

→10名以上給食対象者が登園の場合、給食提供の実施。

9名以下の場合は、お手数ですがお弁当のご持参をお願いします。

- ・人数の判定と給食提供有無の通知

→毎月ご記入頂いている登園予定表の人数でカウントし、

土曜日給食提供の有無を確定後、マチコミメールにて皆様にご連絡させていただきます。



5、保 健

お子さまの健康管理を、次のように行います。

□ 健康診断、諸検査

項 目	内 容	対 象	回数及び時期
健康診断	内 科（嘱託医）	全 園 児	年2回（春・秋）
	歯 科（嘱託医）	全 園 児	年2回（春・秋）
身体測定	身長・体重	全 園 児	毎月1回
尿 検 査	蛋白・糖・潜血	3・4・5歳児	年1回（春）

※結果は、「けんこうのきろく」にてお知らせしますので、ご確認後、押印またはサインの上、園にご返却下さい。

※1歳6ヶ月児・3歳児健康診査は、市で行っています。該当者は、健診を受けて頂きますようお願いいたします。

【 嘱託医 】

○内 科・・・ 津田沼中央総合病院 星合龍次 先生

習志野市谷津1-9-17 TEL（047）476-5111

○歯 科・・・ モアナ歯科 甲田 真理 先生

八千代市緑ヶ丘3-1-6 リーセントヒルズB棟1階

TEL（047）751-5544

□ 受 診

病気や怪我で受診される場合は、保育園に通っている事を医師に伝え、集団生活が可能かどうかご確認下さい。

□ 薬の預かり

園での投薬は、**原則的に行いません**。医療機関を受診する際は保育園に通っていることを医師に伝え、家庭で服用できるようにご相談下さい。（朝・晩または、朝・夕・寝る前など）医師の判断により集団生活で尚且つ、保育時間中の投薬が必要な場合は、**医師の「与薬指示書」の提出と「お薬連絡票」**の記入をもって投薬を行います。

※「**与薬指示書**」の用紙は、園または園のHPからもダウンロードできます。

医師に記載をして頂いて下さい。その際、有料となります。

※「**お薬連絡票**」の用紙は、園にあります。

投薬指示書の提出により処方期間の登園日数分を保護者の方がご記入下さい。

「**お薬連絡票**」と1回分の薬に記名をして、保育士に手渡して下さい。

□ ムヒパッチ・ホクナリンテープについて

・ムヒパッチは、乳児の誤飲防止のため全園児禁止です。

・ホクナリンテープを貼って登園する場合は、テープに直接名前を記入し、

保育士に貼っていることと、貼った場所を伝え、「**お薬連絡票**」の提出をして下さい。

※テープが剥がれてしまった場合は、誤飲の可能性があるため、園で処分させていただきます。

□ 感染症

感染症の疑いがある場合は、下記の理由で登園できません。

乳幼児期は、病気に対する抵抗力が低いため、感染症にかかることが多い。

（子どもは生後6カ月から就学までに100種類のウイルスに感染するとされている。）

乳幼児が集団生活をする保育園で感染症が発生した場合、まん延しやすく、

子どもが健康な状態で保育を受けることが困難となる等、多くの影響を及ぼすため。

1) 登園する際は「登園許可証明書」が必要

用紙は、園または園のHPからもダウンロードできます。

医師に記載して頂いて下さい。その際、有料となることがあります。

《登園許可証明書が必要な感染症》

麻疹（はしか）	風疹	水痘（水ぼうそう）
結核	咽頭結膜炎（プール熱）	百日咳
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	流行性角結膜炎 （はやりめ）
腸管出血性大腸菌感染症	急性出血性結膜炎	※その他

※その他、園長が嘱託医の意見を聞き、感染力が強い・重い病気である等、総合的な視点から集団発生の可能性があると判断した感染症については、登園許可証明書の提出が必要です。

2) 登園許可証明書は不要ですが、必ず受診し、医師の指示に従って下さい。

登園の際には「登園届」が必要となりますので、保護者の方が記入をし、職員に渡して下さい。

《登園届が必要な感染症》

溶連菌感染症	ウイルス性胃腸炎	手足口病
伝染性紅斑（りんご病）	ヘルパンギーナ	マイコプラズマ感染症
インフルエンザ（A・B）	RSウイルス感染症	带状疱疹しん
とびひ	突発性発しん	新型コロナウイルス感染症

□ 予防接種

予防接種は体調の良い時に計画的にお受け下さい。予防接種を受けた後は、観察が必要ですので、ご家庭で保育できる時に接種を受けて下さい。接種後やむを得ず登園される場合は、事前にご相談下さい。

□ 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」加入について

保育園の管理下での児童の災害に対して、災害給付（治療費や見舞金給付等）を行う制度です。任意加入となっていますが、一年契約のため、加入に同意下さる方は、共済掛金（年額）と同意書の提出をお願いします。

※乳幼児医療費助成制度の利用と災害共済給付は併用できません。

6、災害に備えて

園では、災害発生時に備え、全員が落ち着いて行動し、非難できるよう安全を第一に、毎月一回と、年2回消防署の隊員を招いての避難訓練を実施します。また、訓練に際し保護者の皆様にもご協力をお願いをさせて頂くこともございます。その際には事前にご連絡させて頂きます。

1) 災害時

- 災害予知情報が出た時は待機し、安全確認が出来た後に、登園させるようにして下さい。
- 保育中災害発生の場合は、連絡をとることは困難なため、あらかじめ避難場所を確認しておき、お迎えに来て下さい。
- 習志野市では、災害情報や緊急時の情報を呼びかける防犯・防災対策として、携帯電話でのメール配信サービスを行っています。習志野市でのホームページからもご覧頂けます。

2) 保育園から保護者への連絡

□NTT災害伝言ダイヤル171

- ・災害発生後、可能な限り速やかに、保育園の電話番号にてNTT災害用伝言ダイヤルを開設し、保護者あてに、保育園の最新の状況を録音します。
 - ・1件あたりの録音時間が短いため、要点を簡潔に録音します
- 【NTT災害伝言ダイヤル171の使用方法】

伝言の録音	伝言の再生
171をダイヤル	171をダイヤル
1をプッシュ	2をプッシュ
保育園の電話番号をプッシュ	保育園の電話番号をプッシュ
1#をプッシュ	1#をプッシュ
伝言の録音（30秒まで） ※録音の終了：9#	伝言の再生 ※伝言を繰返す：8# ※次の伝言に移る：9#

→ガイダンスに従い操作

→市外局番から

※大規模地震等発生時に

NTT東日本が運用を開始

※携帯電話からも再生・録音可

※録音可能件数最大10件（最大を超えて録音すると最初の伝言から順次削除）

◎NTT東日本ホームページ

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

3) 保護者から保育園への連絡

- ・保護者から保育園への連絡は、NTT災害用伝言ダイヤルへの録音により行えますが、録音可能件数（10件）が限られていますので、緊急の場合に限ります。
- 保護者自身が負傷し、児童の引き取りが当分の間困難である等。

※録音が集中した場合、すべての伝言を確認できない場合があります。

7、持ち物一覧 ●は、サブスクリプション利用されない方

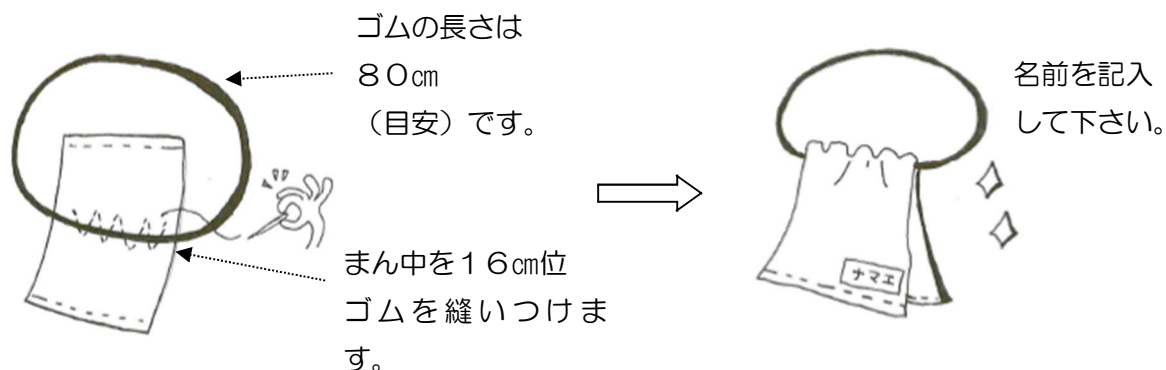
0～1 歳児	2 歳児	3 歳以上児
★食事用エプロン 0歳児・・・園で購入 1歳児・・・3枚持参	★食事用エプロン 3枚持参	★おしぼり（乾いたもの）1枚 ★うがい用コップ ★スプーン、フォーク、お箸のセット ★ランチョンマット
★おしぼり（乾いたもの） 3枚	★おしぼり（乾いたもの） 3枚	★着替え 2～3組
★オムツ ● 10枚程度	★オムツ ● 10枚程度	
お尻拭き ● 1個	お尻拭き ● 1個	上履き袋（横20cm×縦25cm）
★着替え 3組程度	★着替え 3組程度	★手拭きタオル（ループ付き）1枚
午睡用タオルケット 2枚	午睡用タオルケット 2枚	午睡用タオルケット 2枚
カラー帽子（園指定） ※0歳児はご家庭より持参	カラー帽子（園指定）	カラー帽子（園指定）
★手拭きタオル （ループ付き） 1枚	★手拭きタオル （ループ付き） 1枚	リュックサック （子どもが使いやすいもの）
乳児用防災頭巾 （購入も可2900円）	乳児用もしくは幼児用防災頭巾 （購入も可）	幼児用防災頭巾 （購入も可2500円）
汚れ物入れ 記名 （30×40ビニール袋）	汚れ物入れ 記名 （30×40ビニール袋）	汚れ物入れ 記名 （30×40ビニール袋）
昼食後の着替え1組 （巾着袋に入れて）	昼食後の着替え1組 （巾着袋に入れて）	手提げかばん （横40cm×縦30cm）
★水筒（水かお茶）	★水筒（水かお茶）	★水筒（水かお茶）
体温計	体温計	昼食後の着替え1組（巾着にいれて）
	上履き	上履き

【お 願 い 】

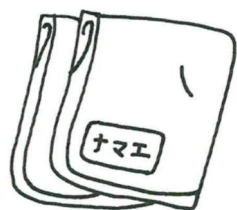
- ・持ち物（おむつ、靴下、下着など）すべてに名前を記入して下さい。
- ・衣類は年齢に応じてサイズの合ったもの、一人で着脱や活動しやすいものにして下さい。
- ・手拭きタオルは、毎日取り替えて下さい。
- ・汚れた衣類等は、毎日持ち帰り、引き出し（ロッカー）の中を点検・補充して下さい。
- ・帽子、上靴、バスタオルは、毎週末に持ち帰り洗濯して下さい。
- ・★は、毎日確認、補充をして下さい。
- ・安全管理上、スカート・チュニック・スカッツ・ワンピース、フード付きの服等は禁止とさせていただきます。キュロットは身体を動かす際、引っかからない物をお選び下さい。

【作り方】

- 乳児（１・２歳児）食事用エプロン・・・フェイスタオルで作ります
※購入した物でも構いません



□ おしぼりタオル



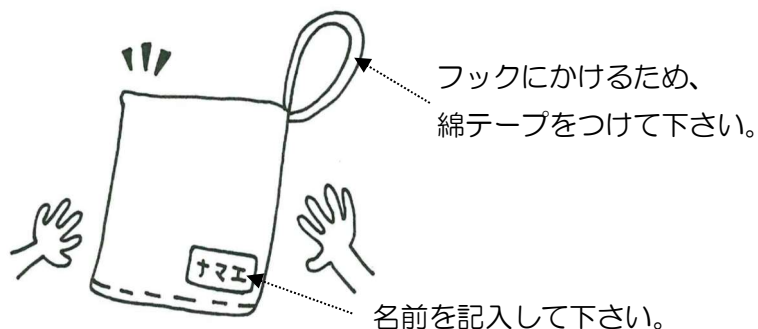
おやつ、給食時に使用
します。
名前を記入して下さい。

□ ≪幼児（３・４・５歳児）≫ 上履き袋

上履きを持ち帰る時に使用します。
名前を記入して下さい。



□ 手拭きタオル



□ ≪ 幼児（２歳児～）≫ コット

☆お昼寝用コットを使用します。（園管理）
（レンタル（3000円／年）

『コット』とは…

ネット状の低いベッドのようなもの
床に触れることがなく埃を吸い込みにくいので、
ダニなどの影響が少なくすみ安心です。

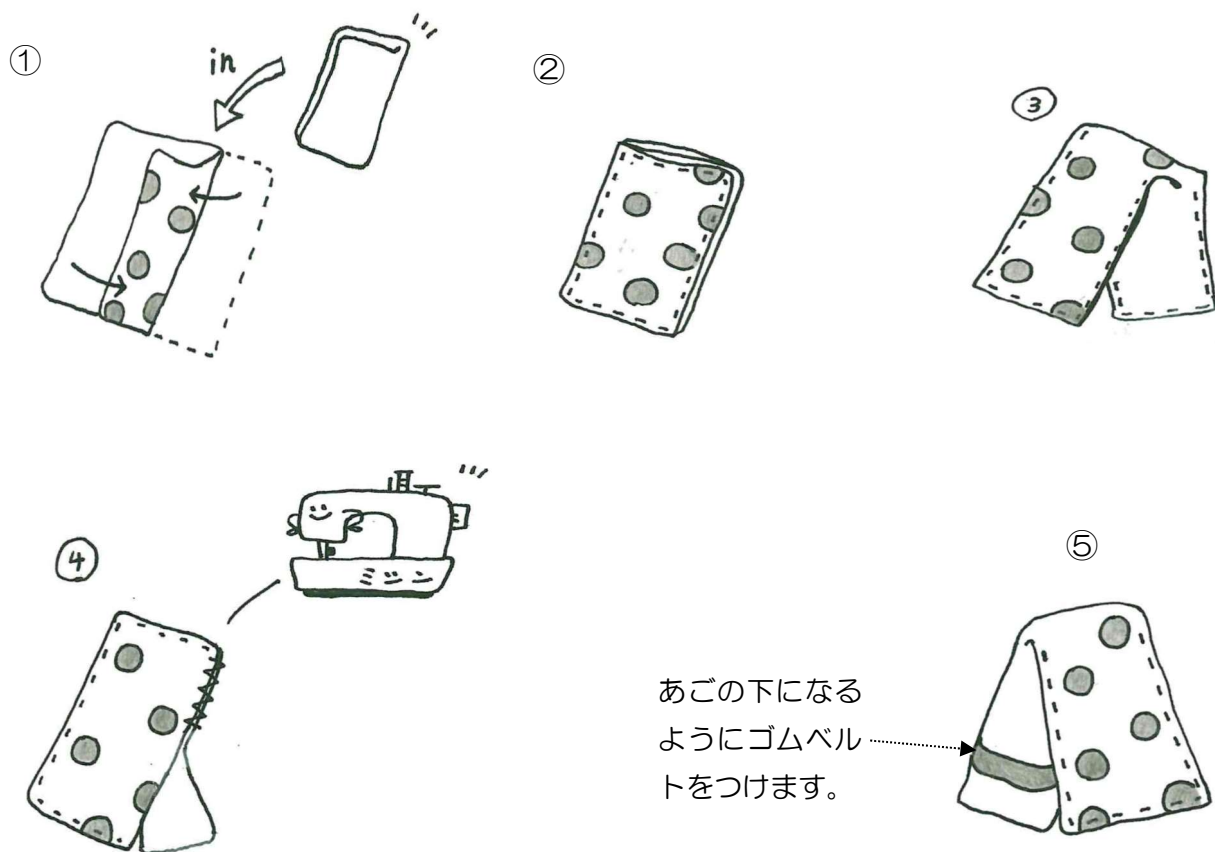
また、汗やおねしょ等で汚れた場合でも簡単にメンテナンスできるため衛生的なベッドです。



防災頭巾の作り方（例）】※園での購入も可能です

《 材 質 》 厚地タオル（バスタオル又は、スポーツタオル）

- ① バスタオルを三つ折りにする。頭の部分は、別にタオル（二つ折）を入れて厚くする。
- ② 押さえミシンを掛ける。
- ③ 中央二つ折りにする。
- ④ 後頭部位を縫い合わせる。
- ⑤ ゴムテープの位置は、各自の頭の大きさに合わせ、扱いやすいものにする。
- ⑥ 名前、住所の記入は、表側に白生地を使い、肩の部分に縫い付ける。



巾	丈
23cm位	55cm位

ゴムの位置は個人差がありますので
お子さんに合わせて下さい。

名前をつけて下さい。

◎ 白生地で縫い付ける。（10cm×15cm位）

保育園名	ギッズ☆ガーデン葵の杜園
名 前	かなでの もりこ
保護者名	葵野 太郎
住 所	津田沼1-1-1
電話番号	047-000-△△△△
血 液 型	AB型

8、土曜日登園予定表について

翌月の土曜登園予定表を各クラス掲示しますので、15日迄（土日祝日を除く）に記入をお願いします。

9、集金について

園で集金が発生した場合、毎月20日頃請求書を発行しますので、指定口座（ゆうちょ銀行・千葉銀行）への振込をお願いします。

振込人氏名は園児名（ご兄弟で徴収が発生した場合は下のお子さんのお名前）をお願いします。

振込手数料は保護者負担となります。

【資料】利用者実費負担額について

園より請求書を発行しますので、指定口座への振込をお願いします。

全園児	☆保護者証ケース	150円／1枚
	誕生日カード	230円
0歳児	☆食事用エプロン	約800円
	連絡帳	約200円
	布団レンタル	902円／月
1歳児～	☆カラー帽子	約1200円
	☆スモック	2000円
	連絡帳	約200円
	布団レンタル	902円／月
3歳児～	給食費	平日…6400円／月（平日）・土曜日…300円／日
	レンタルコット代	3000円／年（2歳より対象）
	遠足	施設入場料＋バス・道路代約2500円
	ワーク	約1500円（3冊）
	出席ノート	約700円
	☆お道具箱	約600円
	製作バインダー	約600円
	☆のり	約300円（ケース込み）
	☆粘土	約300円

※1 その他、はさみ・粘土ケース・粘土板・粘土べら・クレヨン・自由画帳・防災頭巾・

なわとびは個人購入、園での購入のどちらでも可です。

※2 ☆印のものは年度ごとの購入の必要ありません。

※3 金額は年度により変更される場合もあります。

10、時間外19：00以降超過保育料について

時間外保育時間は、19：00ですが、やむを得ない事情で、お迎えが19：00以降になった場合、超過時間の超過保育料につきましては、100円/分計算で、一緒にご確認頂き、職員立ち合いの下、19：00以降超過保育料確認簿にご記入頂きます。

次の登園日に、現金でお釣りのないようご持参下さい。

11、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員について

- 1) 苦情解決責任者（設置法人代表）は、苦情解決の仕組みを利用者等に周知し、苦情申出人との話し合いを行います。
- 2) 苦情受付担当者（主任）は、利用者からの苦情を受け付け、苦情解決責任者及び第三者委員会に報告をし、一連の経過と結果を記録します。
- 3) 第三者委員（横井 紀彦（千葉フェローズ法律事務所））は、苦情解決にあたって社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を促進するために設置されます。

虐待、もしくは虐待が疑われる場合の対応について】

～ 子ども人権を守る ～

児童虐待は、本来子どもをあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為を言います。虐待は、子どもに対する極めて重大な人権侵害です。

●緊急性が高い場合

→直ちに市町村又は児童相談所などに通告し、子どもの安全確保を図ります。

- ・生命の危険があるとき
- ・身体的障害を残す危険があるとき
- ・乳幼児期で身体的虐待が繰り返されているとき
- ・極端な栄養障害や慢性の脱水傾向があるとき
- ・親が子どもにとって必要な医療処置を取らないとき
- ・虐待者が非常に衝動的になっているとき
- ・性的虐待が強く疑われるとき
- ・子どもや保護者が保護を求め、訴える内容が切迫しているとき
- ・不登園などで子どもに会えない、家庭訪問しても何かと理由をつけて

子どもに合わせない、子どもの状況がわからないとき

○虐待の証明はしなくてもよい → 早期発見が何より大切です

→「もし間違っていたら・・・」虐待の証明が非常に困難です。

虐待かどうかを判断するのは、通告を受けた市町村又は児童相談所のなどの役割になります。

○「通告」とは → 通告後は関係諸機関と連携を取り合い対応していきます。

児童虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない」と規定してあります。

→通告した際には、保護者や養育者の皆様にお知らせするケースと、性的虐待が疑われる場合などのお知らせしないケースがあります。

○記録の重要性

虐待の疑いのある子どもを発見したときは、虐待の疑いをもったときから記録を残してください。

記録のポイント → ・子どもの身体的状況 ・子どもの言動 ・保護者等の状況 など

【 通告先一覧 】

千葉県中央児童相談所	(043) 253-4101
習志野健康福祉センター	(047) 475-5151
習志野警察署	(047) 474-0110
習志野市子育て支援相談室	(047) 453-7322
習志野市健康支援課	(047) 453-2967
習志野市保健福祉部保護課	(047) 453-9205
ステップ習志野	(047) 453-9307
千葉家庭（地方）裁判所	(043) 222-0165



地域と共に

Kid's☆garden



認可保育園 海浜幕張保育園

JR京葉線「海浜幕張駅」

QVCジャパン本社ビル2階



認可保育園 奏の杜園

JR総武線「津田沼駅」



習志野市●

●千葉市

認可保育園 津田沼園

京成線「京成津田沼駅」

